

○ひたちなか市建築協定に関する縦覧及び意見の聴取に関する規則

平成6年11月1日

規則第112号

改正 平成10年3月31日規則第14号

平成13年3月30日規則第17号

平成19年5月2日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第71条、第72条第1項及び第73条第3項の規定に基づき、建築協定に関する縦覧及び意見の聴取に関して必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の場所)

第2条 建築協定書（以下「協定書」という。）の縦覧の場所（以下「縦覧所」という。）は、ひたちなか市役所とする。

(縦覧開始の公告)

第3条 市長は、法第73条第3項の規定に基づき、協定書の縦覧を開始しようとするときは、その旨を公告しなければならない。

2 法第71条及び前項の公告は、ひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

(縦覧手続)

第4条 協定書を縦覧しようとする者（以下「縦覧人」という。）は、縦覧所に備付けの縦覧受付簿（様式第1号）に所定の事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

(縦覧手数料)

第5条 協定書の縦覧は、無料とする。

(貸出し、持ち出し禁止)

第6条 縦覧人への協定書の貸出しは、行わない。

2 縦覧人は、協定書を縦覧所の外へ持ち出してはならない。

(縦覧時間等)

第7条 協定書の縦覧時間等は、次の各号に掲げる日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 前2号に規定する日を除く1月2日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、協定書を整理する場合その他必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、縦覧時間等を伸縮し、又は縦覧させないことができる。この場合においては、あらかじめその旨を縦覧所に掲示す

るものとする。

(協定書の返納)

第8条 縦覧人は、縦覧が終わったとき及び縦覧時間を経過したときは、直ちに係員に協定書を返納しなければならない。

(異議の申出)

第9条 法第71条の規定による縦覧において、協定書の内容に異議のある者は、縦覧期間満了後10日以内に市長に文書でその旨を申し出ることができる。

(縦覧の停止又は拒否)

第10条 係員は、次の各号の一に該当する者の縦覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 協定書を汚損し、若しくは損傷した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 縦覧に際して他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(意見の聴取の公告及び通知)

第11条 市長は、意見の聴取を行おうとするときは、開催日の7日前までに意見の聴取開催通知書(様式第2号)により、当該建築協定をしようとする者(以下「協定者」という。)及び第9条の規定により異議の申出をした者(以下「異議申出人」という。)に通知するとともに、これを公告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定者及び異議申出人の住所不明、連絡不能その他やむを得ない理由により協定者及び異議申出人への通知ができないときは、公告をもってこれに代えることができる。

(指定職員)

第12条 意見の聴取は、市長の命じた職員(以下「指定職員」という。)が議長となつて行う。ただし、次の各号の一に該当する職員は、指定職員に命ずることができない。

- (1) 協定者、異議申出人と親族である職員又は親族であった職員
- (2) 協定者、異議申出人の法定代理人、後見人又は保佐人である職員

(関係職員の出席)

第13条 指定職員は、必要があると認めるときは、意見の聴取に関係行政機関の職員(以下「関係職員」という。)の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 前項の場合においては、あらかじめ、意見の聴取の事項、開催の期日及び場所を関係職員に文書で通知しなければならない。

(口述審問)

第14条 意見の聴取は、公開とし、口述審問により行う。

(代理人)

第15条 協定者又は異議申出人が意見の聴取に出席できない正当な理由があるときは、代理人を出席させることができる。

2 前項の規定により、協定者又は異議申出人が代理人を出席させるときは、委任状を意見の聴取の開

始前までに市長に提出しなければならない。

(陳述書による意見の聴取)

第16条 第14条の規定にかかわらず、異議申出人又はその代理人が意見の聴取に出席できない場合で、あらかじめ意見の聴取事項について陳述書を市長に提出しているときは、その陳述書及びその事項に関して調査に当たった関係職員が作成し、かつ、署名した調査書を朗読することにより口述審問に代えることができる。

2 意見の聴取に出席した異議申出人若しくはその代理人が指定職員の質問に答えず、又は指定職員の許可を得ないで退場したときは、前項の規定を準用する。

(意見の聴取の延期等)

第17条 協定者若しくは異議申出人又はその代理人が意見の聴取に出席できない正当な理由があるときは、意見の聴取欠席届(様式第3号)を意見の聴取開催の3日前までに市長に届けなければならない。

2 市長は、前項の届があり、その理由が正当であると認めたときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

3 市長は、前項の規定のほか必要があると認めるときは、第3条の規定に基づき公告及び通知をした意見の聴取開催の期日を延期し、又は場所を変更することができる。

4 第3条の規定は、前2項の規定により期日を延期して意見の聴取を行う場合に準用する。

(意見の聴取の放棄)

第18条 異議申出人又はその代理人が正当な理由なくして意見の聴取に出席しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

(定足数)

第19条 意見の聴取は、協定者(代理人を含む。)の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(証人及び参考人の出席)

第20条 協定者若しくは異議申出人又はその代理人は、意見の聴取に際して、自己に有利な証人又は参考人を出席させ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

2 前項の場合においては、協定者若しくは異議申出人又はその代理人は、意見の聴取の開始前までに、その旨を市長に届けなければならない。

(意見の聴取関係者の発言及び発言の停止)

第21条 意見の聴取においては、意見の聴取に出席した協定者、異議申出人若しくはその代理人、関係職員、証人又は参考人は、口述審問において発言することができる。ただし、第13条第1項に基づく関係職員で第12条各号の一に該当するときは発言することができない。

2 前項の規定により発言しようとする者は、あらかじめ指定職員の許可を受けなければならない。

3 発言は、意見の聴取に係る事項の範囲を超えてはならない。

4 指定職員は、発言の内容が意見の聴取の範囲を超えていると認めるときは、その発言の停止を命ず

ることができる。

(意見の聴取の記録)

第22条 指定職員は、意見の聴取の出席者の住所、氏名及び意見の聴取の内容の要点を庶務担当職員に記録させ、記録署名人とともに署名したうえ保管しなければならない。

2 指定職員は、意見の聴取に先立ち、協定者、異議申出人又はその代理人のうちから記録署名人3人以内を選出するものとする。

(会場の秩序保持)

第23条 指定職員は、場内を整理し、又はその秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 指定職員は、意見の聴取を妨害し、又は意見の聴取場所の秩序を乱す者に対して退場を命ずることができる。

3 指定職員は、意見の聴取の秩序を維持することが困難であると認めたときは、意見の聴取を閉会又は中止することができる。

(庶務)

第24条 意見の聴取に関する庶務は、都市整備部建築指導課において処理する。

付 則

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

付 則 (平成10年規則第14号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年規則第17号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第2号(第11条関係)

第 号 年 月 日	
殿	
ひたちなか市長	
印	
意見の聴取開催通知書	
<p>建築基準法第 条第 項第 号の規定により、次のとおり意見の聴取を行いますから、出席くださるよう通知します。</p> <p>なお、代理人を出席させる場合は、あらかじめ委任状を提出してください。</p> <p>出席しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなします。</p>	
記	
意見の聴取期日	年 月 日 午前・午後 時 分
意見の聴取場所	ひたちなか市
意見の聴取事項	

様式第3号(第17条関係)

意見の聴取欠席届

年 月 日

ひたちなか市長 殿

届出者 住所

氏名



(自署の場合は、押印は必要ありません。)

年 月 日付け 第 号による意見の聴取開催の通知を受けましたが、次の理由により出席できませんので届けます。

【欠席の理由】

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第11条関係)

様式第3号 (第17条関係)